

・構造減免を申請する場合

車いす運搬車など、その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである車両の場合は、その車両の自動車検査証の写しを貼ってください。

・生活保護減免を申請する場合

納税義務者の個人番号が確認できるものの写しを添付できない場合は、生活保護受給証明書(原本)を貼ってください。

納税義務者の個人番号が確認できるものの写しを貼ってください。

例) 個人番号通知カード(表面)、マイナンバーカード(個人番号カード)の裏面など。

※ 法人の場合は、表面に法人番号を記入してください。番号確認書類の写しの貼付は不要です。

納税義務者の本人確認ができるものの写しを貼ってください。

例) マイナンバーカード(個人番号カード)の表面、運転免許証、パスポートなど、顔写真付きのもの。

※ 顔写真付きのものがない場合は、健康保険の被保険者証(記号・番号・保険者番号をマスキングしたもの)、年金手帳など、2点以上の書類の写しを貼ってください。

※ 他の提出書類と重複する場合は不要です。

※ 法人の場合は不要です。